

暮らしの場における看取り支援事業実施要綱

平成28年6月13日付	28福保医政第456号
平成28年6月13日付	28福保高計第139号
平成28年12月1日付	28福保医政第1493号
平成28年12月1日付	28福保高計第421号
令和2年7月9日付	2福保高介第484号
最終改正 令和3年6月23日付	3福保高介第503号

(目的)

第1 本事業は、在宅や施設等の住み慣れた暮らしの場における看取りを支援することにより、都民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるようにすることを目的とする。

(事業内容)

第2 第1に規定する目的を達成するために次の事項を実施する。

- (1) 都民への普及啓発
- (2) 地域における講演会や相談会の開催
- (3) 医師、看護・介護職員等に対する看取りに関する研修
- (4) 看取り環境の整備への支援
- (5) 看取り期まで対応する小規模な地域の住まいの運営への支援

(実施方法)

第3 第2の(1)から(3)に掲げる事業については、東京都が実施する。

2 第2の(4)に掲げる事業については、東京都が区市町村に対し、必要な経費を予算の範囲内で補助することにより実施する。

3 第2の(5)に掲げる事業については、東京都が事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内で補助することにより実施する。

(在宅療養推進会議における検討)

第4 本事業の実施に当たっては、東京都在宅療養普及事業実施要綱(平成22年6月16日付28福保医政第95号)第2に基づく在宅療養推進会議において必要な検討を行う。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。